

会員 各位

公益社団法人綾瀬市シルバー人材センター

## 配分金収入等に対する所得税の取扱いについて

シルバー人材センターで得た配分金は、所得税法上「雑所得」に区分され、必要経費として55万円を上限として控除されます。

- 公的年金を受給している方は、配分金収入とは別に公的年金等控除が受けられます。
- 給与所得がある方は、最低55万円（ただし、収入金額が限度）の給与所得控除が受けられますが、その場合は、配分金収入に係る控除額は55万円から給与所得を控除した残額が限度額になります。

### 必要経費の額が55万円未満の例示

【設例】のある会員（66歳）の年間収入は次のようなものでした。

- ① 配分金収入・・・52万円（うち交通費等の必要経費10万円）
- ② 給与収入・・・18万円（シルバー派遣等による短期就職期間の賃金）
- ③ 公的年金収入・・・150万円



#### (1) 配分金収入及び給与収入に係る所得の控除

(最低保障)	(給与所得控除額)	[雑所得(配分金所得)分の最低保障額]
550,000円	－ 180,000円	= 370,000円

(最低保障額の残額)	(配分金収入)	[雑所得(配分金所得)分の特例経費]
370,000円	< 520,000円	→ 370,000円→最低保障額の残金で頭打ち

※したがって、この場合、520,000円－370,000円＝150,000円が控除後の所得となります。(A)

#### (2) 公的年金収入に係る

1,500,000円×100%－1,100,000円＝400,000円

※割合や控除額については、「公的年金等に係る雑所得の速算表」（税務署にあります）から算出して下さい。したがって、この場合400,000円が控除後の所得となります。(B)

#### (3) 基礎控除

配分金収入、給与、公的年金収入に係る所得控除後の所得合計額 (A) + (B) = 550,000円  
550,000円－基礎控除480,000円＝70,000円

※したがって、この場合は、確定申告をする必要があると思われます。

※ただし、生命保険控除や配偶者控除等により、マイナスとなる場合は、課税所得はないので、確定申告は必要ありません。

令和6年1月から12月にお支払いした配分金（令和5年12月～令和6年11月就業分）について、『配分金支払証明書』（圧着はがき）を、令和6年12月下旬頃発送しております。

確定申告に必要な方はご利用下さい。

● 詳細、ご不明な点は、大和税務署（046-262-9411）に

お問い合わせ下さい。